

農地中間管理機構だより

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社) *随時発行*



◆第 37 号内容

- 1 機構関連農地整備事業等に関する市町村等説明会について
- 2 平成 29 年度 第 1 回農地中間管理事業評価委員会について
- 3 農地中間管理事業審査会(9 月、10 月)について
- 4 平成 29 年度 第 2 回宮崎県農地中間管理事業運営本部会議について

あなたの『農地』

明日につなげます。



1 機構関連農地整備事業等に関する市町村等説明会について

県、JA 中央会、農業会議と機構は、10 月 18 日に機構関連農地整備事業及び農地中間管理事業に携わる市町村及び農業委員会、JA、県出先機関等の担当職員 約 190 名の出席のもと、説明会を開催しました。

会議では、県から①機構関連農地整備事業の概要、②機構関連農地整備事業推進協議会の設立について、③果樹における基盤整備等の関連事業を活用した担い手への農地集積の事例紹介。機構からは、④農地中間管理権を取得する際の所有者等への説明など事務手続きについて説明を行いました。

今回、新たに設立される機構関連農地整備事業推進協議会においては、新たに創設された機構関連農地整備事業の普及啓発を図り、これまで、ほ場整備事業の対象とならなかった地区の要望聞き取りや掘り起しを関係機関・団体が一体となって行うため、県段階での「機構関連農地整備事業推進協議会」及び地域段階での「機構関連農地整備事業地域推進チーム」を設立するものであり、機構も構成員として積極的に取り組みを行っていくこととしております。

更に、機構関連農地整備事業の創設に伴う農地中間管理権を取得する際の所有者等への説明においては、所有者等が機構関連農地整備事業をしっかりと認識して農地中間管理事業を活用して頂くためにも丁寧に説明していく必要がありますので、現場で農地中間管理事業の推進に携わっておられる方々におきましては、ご理解とご協力をお願いします。

機構としましては、今後とも農地中間管理事業と関連する補助事業等との一体的な農地の集積・集約を推進し、産地の維持・育成等を図るため、関係機関・団体との連携を一層深め、推進を強化してまいります。



2 平成 29 年度 第 1 回農地中間管理事業評価委員会について

機構は、10 月 26 日(木)に外部有識者 5 名で構成される、平成 29 年度第 1 回農地中間管理事業評価委員会を、県農業経営支援課立ち会いのもと開催しました。

今回は、年度途中の評価委員会であるため、①平成 28 年度の実績等、②平成 29 年度取組方針、③農地中間管理機構の取組状況(中間報告)、④農地中間管理事業の実施状況(中間報告)、⑤農地中間管理事業を巡る情勢(情報提供)について、事務局から説明を行い各委員から意見を頂きました。

主な意見については、農地中間管理事業を活用した農地の基盤整備との連携、市町村間での取組のバラツキ、農地の再配分(シャッフル)の取組、農地中間管理事業活用後の効果などについて意見を頂きました。

これらの意見につきましては、今後の事業推進に反映させていきたいと考えております。



3 農地中間管理事業審査会（9月・10月）について

9月21日と10月20日、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。今回の審査会では、重点実施地区27地区での権利設定、並びに個別案件として、リタイアされる農業者等の農地の権利設定について審査を行いました。

（9月審査）

【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区8地区（うち新規地区1地区）・機構活用農地面積 11.2ha
（日南市、串間市、小林市、えびの市、川南町）
- ◆重点実施地区以外の個別案件（貸付者31名）・機構活用農地面積 33.4ha
（日南市、都城市、西都市、都農町、延岡市）

（10月審査）

【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区19地区（うち新規地区6地区）・機構活用農地面積 172.4ha
（宮崎市、日南市、都城市、小林市、えびの市、川南町、日向市）
- ◆重点実施地区以外の個別案件（貸付者361名）・機構活用農地面積 42.2ha
（綾町、日南市、都城市、三股町、小林市、えびの市、高原町、西都市、新富町、川南町、都農町、日之影町）

9月審査面積 44.6ha
10月審査面積 214.6ha
平成29年度累計審査面積 745.2ha

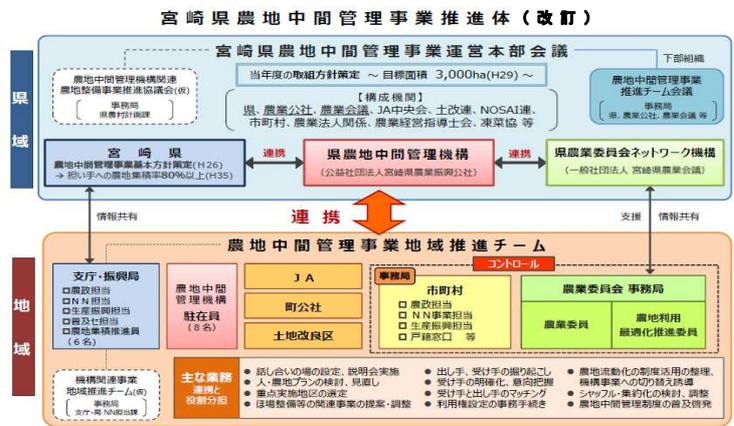
4 平成29年度 第2回宮崎県農地中間管理事業運営本部会議について

11月1日に農地中間管理事業運営本部会議（座長：県農政水産部宮下県参事兼農政担当次長）が開催されました。この会議は、農地中間管理機構による実効性のある事業展開に向けて、県関係各課及び市町村・関係団体等が連携した取り組みを進めるため、5月8日に続き2回目の開催となります。

会議冒頭、宮下座長からは、「農地中間管理事業も4年目になり、徐々に成果が見え始めているが、目標面積の達成には、まだまだ努力が必要。農業委員会法や土地改良法の改正など関係機関の連携が求められている。」と挨拶されました。

会議での報告・協議事項として、①平成29年度の農地中間管理事業に関する国の動向・本県の対応、②平成29年度農地中間管理事業の実績等、③今後の取組について、事務局から説明を行い協議が行われました。

構成員からは、水田においては、米に代わる作物の検討が必要。農地の排水や区画が小さいなど基盤整備が必要。水田情報など地域で活用したいが個人情報に壁があるので関係機関の連携が必要。機構関連農地整備事業の収益の20%向上達成など営農普及サイドとも連携を持つ必要があり、関係者の連携とサポートが重要である。などの意見が出されました。今後、これらの意見を踏まえ現場での事業推進が円滑に進むよう対応策を検討していきたいと思っております。



平成29年度取組方針における推進体制

（農地第一課より）

農地中間管理事業を推進するうえで、事業の目的をしっかりと認識して推進して行くことが重要と考えます。農地中間管理事業は、地域農業や産地の維持・発展を図るためのツールです。農地中間管理事業を活用して農地を動かしやすい状態にするために機構へ農地を集積し、まとまった形で担い手に配分することで集約化が図られます。これに伴い、農作業の効率化や生産性の向上、コスト削減により収益性が向上することで、担い手の経営が安定し地域農業や産地の将来像が描かれ、維持・発展へと繋がっていきます。農地中間管理事業を誰のために、また、何のために行っているのかを再認識し、集積した農地を将来どのように活用していくのか、関係者が真剣に考える時期に来ております。

農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp